

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成28年5月19日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	伊藤裕一君
5番	長田麻美君
6番	山本伸子君
7番	杉森弘之君
8番	須藤京子君
9番	黒木のぶ子君
10番	甲斐徳之助君
11番	池辺己実夫君
12番	守屋常雄君
13番	市川圭一君
14番	小松崎伸君
15番	石原幸雄君
16番	遠藤憲子君
17番	鈴木かずみ君
18番	利根川英雄君
19番	山越守君
20番	板倉香君
21番	柳井哲也君
22番	中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	藤 田 聡 君
環 境 部 次 長	梶 由紀夫 君
経 済 部 次 長	小 川 茂 生 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君

庶務議事課長補佐 飯 田 晴 男 君
書 記 飯 村 彰 君

平成 2 8 年第 2 回牛久市議会臨時会会期日程表

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	5 月 1 9 日	木	午前 1 0 時	○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程（4 7 号～5 1 号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

平成２８年第２回牛久市議会臨時会

議事日程第１号

平成２８年５月１９日（木）午前１０時開会

- 日程第 １． 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２． 会期の決定
- 日程第 ３． 議案第４７号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ４． 議案第４８号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ５． 議案第４９号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ６． 議案第５０号 平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第１号）
- 日程第 ７． 議案第５１号 工事請負契約の変更について

午前１０時００分開会

○議長（市川圭一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は２２名であります。定足数に達しておりますので、平成２８年第２回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○議長（市川圭一君） 会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、１８番利根川英雄君、１９番山越 守君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、議案第４７号ないし議案第５１号の５件であります。

次に、市長から地方自治法第１８０条第１項の規定により、報告第３号専決処分の報告について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る第１回定例会において可決されました性犯罪等被害者を支援するワンストップ支援センターの設置等を求める意見書、子育て支援の拡充を求める意見書及び青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の３件につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関へそれぞれ提出いたしましたので、報告いたします。

次に、会議規則第１６６条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として地方自治法第１２１条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

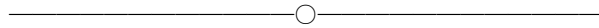
会期の決定について

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日限りといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

次に、日程第３、議案第４７号ないし日程第７、議案第５１号の５件を一括議題といたします。



議案第４７号 専決処分の承認を求めることについて

議案第４８号 専決処分の承認を求めることについて

議案第４９号 専決処分の承認を求めることについて

議案第５０号 平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第１号）

議案第５１号 工事請負契約の変更について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） おはようございます。

本日は、平成２８年第２回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを感謝申し上げます。

本臨時会に提出いたしました議案は、専決処分の承認、補正予算、工事請負契約の変更など、全部で５件であります。

それでは、議案の順に従いまして御説明申し上げます。

議案第４７号は、改正された行政不服審査法が平成２８年４月１日から施行されることに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定による専決処分といたしましたので、その承認を求めるものであります。

本件は、平成２８年度分の固定資産税に係る公示等が平成２８年３月３１日になされることに伴い、平成２８年度の固定資産税の賦課処分は、旧行政不服審査法が適用となるため、改正するものであります。

議案第４８号及び議案第４９号は、地方税法等の一部を改正する等の法律が本年３月３１日に公布されたことに伴い、牛久市税条例等の一部を改正する条例及び牛久市都市計画条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定による専決処分といたしましたので、その承認を求めるものであります。

議案第４８号は、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、固定資産税における課税標準の特例措置の適用期限を延長

する改正及び引用条項の整理を行うものであります。

議案第４９号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

議案第５０号は、平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第１号）でありまして、既定の予算額に５億１，１２５万円を追加し、予算の総額を２５９億１，１２５万円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

今回の補正は、ひたち野うしく地区内への中学校建設のための土地購入費及び基本設計費等の計上であり、歳入につきましては、中学校施設整備事業債及び財政調整基金繰入金の計上であります。

新中学校の建設におきまして、平成２７年度第３回定例会における所信表明でも述べたとおり、下根中学校のこれ以上のマンモス化を避けるとともに、また単なる生徒数増加の対応にとどまらず、ひたち野うしく地区の活性化、さらには市全体の活性化につなげることができることなどから、これまでの増築による対応の方針を白紙に戻し、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、検討を行っております。

庁内プロジェクトでは、用地の選定を行うとともに、基本設計業務委託の方法につきましても、従来の手法にとらわれることなく、さまざまな手法を検討するなど、中学校建設が牛久市の財政に過度の負担とならないよう取り組んでいるところであります。

学校建設が活性化施策の終着点でなく、新たな出発点として、今後の牛久市の活性化施策を展開してまいります。どうか御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第５１号は、牛久駅東口駅前広場改修工事について、工事請負契約を変更するものであり、本件は隣接店舗や駅舎出入り口付近の施工において、歩行者の通行の安全を十分に確保するため交通誘導員を増員するものであり、並びに工事内容のうち路盤工において、地中埋設物による影響及び路盤の整正に伴い、路盤材を調整したところ、当初設計で想定していなかった数量の不足が生じたため、路盤材を追加するもので、工事請負金額は３８９万８，８００円の増額となり、変更後の金額を１億５，２０４万２，４００円とするものであります。

なお、本工事請負契約は、当初地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に該当するものではありませんでしたが、今回の増額により該当するものとなったため議会の議決を求めるものであります。

以上が、専決処分の承認、補正予算、工事請負契約の変更についての概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第47号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第49号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第50号について質問いたします。

まず、6ページ、7ページの委託料のところです。市長の御説明では、さまざまな方法をとるという御説明がありましたが、どういう方法をとられるのか、今想定されている内容について伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの遠藤議員の御質問にお答えいたします。

基本設計の業務委託の方法ということでございますが、この委託の方法につきましては、プロポーザル方式ということで広く今回の学校建設の設計を業者さんのほうに公募いたしまして、いろいろなプランを提示していただき、その中で庁内で作るプロポーザルの選定委員会のほうで業者さんのほうを決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、プロポーザル方式とありました。市役所の中には1級建築士の方が随分いらっしゃると思いますので、少しでもコスト削減につながるのではないかと思います。そのようなお考えについてどうなのかというところを伺いたいと思います。

それで、やっぱり役所の方でいらっしゃると、例えば全面的にかかわっている場合には設計変更等についても柔軟な対応がとれるということがあるのではないかと思います。そのお考えについて伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、ただいまの御質問にお答えをしていきたいと思います。

こちらプロポーザルを行う上で選定審査委員会といったものをつくるわけですが、こちらの委員につきましては、今のところ副市長を筆頭に部長等で構成する計画でいるところでございます。

一方で、こういった審査会をどういうふうに立ち上げていくかということについても、先ほど議案説明の中で市長からもありましたように庁内のプロジェクトチームが今いろいろと要綱の案を作成しているところでございます。そのプロジェクトチームの中には当然1級建築士もおりまして、専門知識を持った者等がいますので、実際に設計の進捗等の管理といいますか、協議に当たるのはプロジェクトチームでございますので、そういった専門的な知識を有した者たちが当然かかわることで、実際にどの程度の金額等の削減に寄与するかという部分については、具体的に金額を提示できるものではございませんが、いろんな部分で効率化というか、寄与できるものというふうには考えているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。6番山本伸子君。

○6番（山本伸子君） おはようございます。山本伸子です。よろしくお願いいたします。

議案第50号、ひたち野うしく地区への中学校新設に要する経費の追加補正に関して2点質問いたします。

ひたち野うしく中学校候補地は、タキイ種苗の牛久農場跡地であるということが示されました。そして、そのタキイ種苗が移転する際に、用地全体の表土を削って移転先に運んだという事実を農業委員会で確認しているということも伺いました。

そこで、1点目は、その表土を削って運搬した理由と目的は何なのかを伺います。残留農薬があるため、または残った農薬を地中に埋処理したという可能性の疑いも考えられないわけではありませんが、その点を確認したいと思います。

2点目は、土壌汚染についてです。調査を2カ所行い、全て基準内であったという結果をもって、用地全体の安全性を担保できるかということです。

調査した2カ所は、用地全体から見ると低いところなので、そこで何も検出されなければそこより高い地点で検出される可能性は低いとお考えのようですが、全ての農薬が土壌中で下方、つまり下のほうへと移動すると言えるのでしょうか。農薬や研究、試験などに使用した化学薬品が土壌粒子に吸着するということはないのでしょうか。特に、学校のグラウンドともなれば、アスファルトでシールすることなく地面が露出しますので、汚染物質が地表面から出てくる可能性もあるのではないのでしょうか。

できれば、用地取得前に全体の土壌を調査し、安全性を確保することが必要だと考えます。なぜならば、学校に子供を送る保護者にとってみれば、高い精度で土壌調査を希望するのは極めて自然なことで推測できるからです。それができず、用地取得後に調査をして、仮に汚染が見つかった場合のことも含めて、執行部はどれほどの見通しをもってこの学校建設のプランを推進されているのかをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの山本議員の大きく2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目のタキイ種苗が移転する際に表土を削って運んだということが、農薬が含まれた土地を持っていくためじゃないかといったような感じの御質問かと思いますが、まずタキイ種苗農場につきましては、平成10年2月から6月にかけて農場の畑の土を河内町の農場のほうに移したということは、農業委員会、また当然土を運ぶので土どり条例に基づいた届け出もされているということで確認をしているところでございます。

その目的ということになりますが、移転先である河内町の新たな農場については、もともと田んぼであったということで、非常に土が必要だったために持っていったというふうに伺っているところでございます。

したがいまして、農薬云々という問題については全く考慮する必要はないと。考慮といいますか、それを何かするために持っていったものではないというふうに考えているところでございます。

次に2点目の農薬による土壌汚染ということでございますが、まずタキイ種苗農場において使っていた農薬、こちらにつきましてはタキイさんに直接聞き取りをしたところ、全て一般に市販されている農薬を使っていたということで、市販されている農薬ということであれば、当然その使用方法、それから毒性や効能等、全て農薬のいろんな法律に適合したものが使われていたというふうに理解できるわけでして、当時使っていて今現在は製造していないとか中止されているという農薬が実は1種類あったんですが、それについても当時は当然使うことが承認されていた農薬であるということでございますので、その残留性等は全て試験圃場で試験をした上で使用するということが義務づけられているわけですので、残留する可能性等についても当然試験の結果があって使用されていたと。ましてや、一般の農家以上にやはり大企業のタキイ種苗という種苗メーカーが使用していたわけですから、その使用方法についても十分に規定された使用の仕方をしていたということからも、そういった残留するという可能性は非常に低いのではないかとというふうに考えているところであります。

議員御指摘のとおり、農薬自体が土の粒子に吸着するのではないかとということで、私も今回インターネット等でいろいろ調べてはみました。そうしましたところ、社団法人日本植物防疫協会というところが出している残留農薬に関する文書等を見ますと、散布された農薬については地表中、土壌の表面に残ったものについては太陽光によって分解消滅すると。一方で、地中に入ったものについては地中の微生物等によって分解消滅されると。ほとんどが消滅されるというふうな記載がございました。

確かに、御指摘のとおり土中の土の粒子に吸着するという、ほとんどが吸着するという

ことですので、御指摘のとおり下のほうへ流れてくという物質はそれほど多くないのではないかとこの点についてはそのとおりかなというふうには思いますが、いずれにしてもそういった太陽光であったり、地中微生物による分解消失がされるということで、残留性というのは非常に少ないと。それで、農薬そのものについては、承認されているものについては、農薬の半減期、効能の半減期というのがございまして、半減期が180日以下のものでないと、昭和46年以降でございしますが、使用の承認がされないといった規定もあるということでございますので、そういったことも考えますと、先ほど申し上げましたように土の搬出、要するに農場としての活用を終えたのが平成9年で、現在は平成28年ですから既に20年たっているということで、その残留性というのも非常に少ないというか、ないのではないかとこの考えのもとに、今回ひたち野うしく小学校の駐車場を造成するに当たってサンプル的に2ポイントの調査をさせていただいたと。それで、結果はせんだっての全員協議会のほうでお示しをさせていただいたとおり、不検出もしくは検出限界以下というような結果であったと。

何を言いたいかと申しますと、要するに土に吸着されている性質だということであれば、逆に流れることなくこのポイントであってもそのまま吸着して残っているであろうと考えると、ほかのポイントでも結果的には余り変わらない。余り変わらないというか、ほとんど同じ結果が出てくる。すなわち、検出限界以下もしくは検出されないという状況になるのかなというふうに考えているところでございますので、現時点ではあえて全ての部分を調査をするということまでの必要性というのは、今の段階では考えていないというところでございます。とりあえず以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） では、用地取得前には調査をしない、まだできないというお話でしたが、そうしますと用地取得を仮にこれから契約を結んだ後において、建設する前に用地を調べるという可能性はあるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 絶対やらないということはもちろん言えませんので、もちろん市議会の総意ということで、ぜひやる必要があるんじゃないかというふうな御意見をいただくということであれば、当然我々としてもその地点数であったり、やり方だったりということをしっかし検討していくということについては、ここでお話しできるというふうに思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 8番須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今回の補正に関しては、きょうは傍聴の方もたくさんいらっしゃっているようですけれども、ひたち野地域に住む人のみならず、今後中学校の新設はどういう方向

性で牛久市がいくのかというその第一歩ということで大変注目されているだろうというふう
に思っているところであります。

それで、質問のほうですけれども、まず13委託料。先ほど遠藤議員のほうからありました
けれども、プロポーザル方式で設計のほうを検討していくということでしたけれども、先ほど
これも遠藤議員の発言の中でありましたが、市に1級建築士の方がいるわけで、ひたち野うし
く小学校建設に当たっては、この市の職員の方が、PTAであるとか、それからもちろん学校
の先生、それから障害をお持ちの方、その方の声も聞いたり、地域の方の声も伺ったりしなが
ら、理想的な地域に開かれた小学校としてどういう形がいいのかということを考えながら、そ
の設計のもとをつくっていったというようなお話を伺っているところでありますけれども、今
回については、プロポーザル方式とは言いながら、どういうものを条件としてつけていくのか
ということによって、より市民の方が望み、それから何よりも子供たちの環境のためにいいも
のを、教育環境のいいものをつくるということにつながっていくと思うので、その点について
お尋ねをいたします。

それから、あと次にこれが仮に補正が通り、そして契約のほうに進んでいくという段階にな
って、どういう形で市民の方々に御説明をし、またその段階でも市民の方々の御意見を伺うよ
うな場を設けるのかどうか。根本市長は市民との対話ということで掲げていらっしゃいますけ
れども、この情報提供をどういうふうにしていくのかということですね、土地選定に当たって
も。今も残留農薬の不安ということを訴えておられる議員さんがいらっしゃいましたけれども、
これは市民にとっても、例えば同様だと思うんですね。きょう傍聴に来ておられる方はこうい
う議論を聞いているわけですが、そういうことを伺っていない人は、タキイ種苗、そし
て今の短絡的に、だから残留農薬が怖いんじゃないのというような風評に近いようなものがあ
った場合に、いたずらに不安をあおることはないと思うんですね。正確な情報を提供すること
で、そういう風評被害になるような、いたずらな不安をあおるような言動というのは慎まれて
くと思うので、その点の市民への説明をどうなさるのか。その点についてお尋ねをいたしま
す。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 須藤議員の数点の御質問にお答えをしてみたいと思います。

今御指摘がありましたように、ひたち野うしく小では、市の職員、1級建築士の資格を持つ
職員がいろいろとお話を聞きながら基本設計のさらに前の段階をつくって、経費的にもかなり
削減をしたという実績がございます。当然、今回の設計業務を行うに当たっても、手法的には
同じように学校関係者を含めいろんな関係の皆様からお話や御意見を伺って、それを当然設計
に盛り込んでいくということについては、ひたち野うしく小の建築のときと何ら変わることが

ないというふうに考えております。

それで、実際プロポーザルですから、通常であれば設計業者が自分の会社の考え方で当然つくってくるといふ、それで評価をするということで、そのプロポーザルを行うに当たって市からどのような点について強調というのか、案というのか、条件を示すかという点については、実際今プロジェクトチームでそういう点も検討しているところでありますが、当然議員からもありましたように、今後の牛久市の方角性を示す第一歩となる部分、3月に策定されましたまち・ひと・しごと総合創生戦略の中にもうたわれている、要するに非常にその試金石というのか、モデル事業とでも言える事業でもありますので、そういったポイントもしっかりと加えた中でプロポーザル、条件を付加していきたいというふうには考えているところであります。

それと、市民への説明ということですが、これは当然のことながらなるべくいろんな方いろんな場面で説明をしていきたい。ただ、現状では何もお示しできるデータがない、図面がない中では、説明会といっても雲をつかむような状況になってしまいますので、一旦この基本設計で図面、絵ができ上がった段階で、いろんな折を見て、いろんな団体、学校、PTA、その他いろんな関係、地域の方も含めてお示しをして、御意見を頂戴していくと。それで、当然この学校をつくる上で、将来の人口減少にも対応できるようにという一つのコンセプトもございますので、そういった将来的な使い方なども当然そういった中に入ってくるのかなというふうに考えております。そういったものをどうやって公表するのかということですが、当然広報紙等を使って説明会の周知をすることは当然ですが、今回議員の皆様は御提示させていただいたその選定方法だったり、また土壌の調査の結果などはホームページ等ででき得る限り公表をし、誤解を招くというのか、とにかくちゃんとオープンな形でこの建設を進めていって、多くの市民の皆様はこの事業が御理解いただけるような形をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、先ほど山本議員からいろいろとございましたけれども、あそこに、隣の地にひたち野うしく小学校があるわけです。その小学校をつくるときも、既にそういういろんなことを担保されてあそこに小学校をつくったということを私は思っています。

それに、タキイ種苗も十数年前にはあそこを一度売るといふ、実際十何億、十二、三億円ですかね。そういう話もございました。やっぱりそれを売るときも、やっぱりある程度のいろんな担保をしないとそういうことをできないと、一部上場の企業において。ですから、そういうもののやっぱり一番怖いのは風評といいますか、それが一番、私はあつてはならないことかなと思います。ただ、やっぱり疑念は疑念でちゃんとしてしっかり担保することは、私はやぶさ

かでございます。

須藤さんの言われたこれから学校をどうするかという話を聞きまして、学校というのは一地域のコミュニティーの場所と私は強く感じております。あそこの地域においても、私は狹穴地区からもいろいろ言われております。防災地域をどうしてくれと。もうちょっと待ってください、もうちょっと条件を整えたらそういう状況も私は行いますという話を狹穴の区長さんにお話しした経緯もございます。

そして、私はその一つのこういう施設をつくるときに、いろんな引き出しを持って私は臨みたい。学校ばかりではなく、ただ目的は学校ですけれども、学校以外にも例えば未就学児のそういう場、それから防災、そして地域のコミュニティーの場。いろんな引き出しを持ったこれからの施設のあり方と私は思っております。

私はこの前こんなことを、1冊の本を読みましたが、子供の時代は一生の中で極めて重要な時代であると。子供の育成環境をつくることは、大人の生育環境にも通じると。子供が元気になれば町も元気になり、大人も元気になるという一つのちょっとこの前の新聞ですけれども読み返したいと思います。よろしくお願いします。以上です。(拍手)

○議長(市川圭一君) 8番須藤京子君。お静かにお願いいたします。

○8番(須藤京子君) 今の市長の力強い言葉で、思わず傍聴席から拍手が起こったと。拍手が起こる、今までは怒声が飛ぶ感じ。拍手が出るような議会というのは久しぶりに私も体験いたしまして、気持ちがいいなというふうに思ったところなんですけれども。

今の市長の言葉に思いますけれども、市民の皆さんに丁寧な説明、今回の議会への説明も今までにないことで、各会派を回ってそれぞれに具体的な資料も示しながら説明をされ、そしてなおかつ全員協議会のほうでもまた説明をするというような、何度も議員の人たちに、議会に対して、こういう思いでやっているんだ、現状はこうなんだという事実を示されているわけですね。つまり、こうした事実積み重ねというのは、やっぱり議会も執行部の取り組みに対する信頼というのは厚くなることですし、公表された資料も今回いわゆる今、タキイ種苗の跡地が第一候補としてこれから交渉に入るということでございますけれども、ほかにいろいろな地点があって、どういう方法で選定していったのかというそういう条件なども、こういうものが勘案されていたのだというような、点数は発表されませんでしたけれども、そういうことが私たちに示されたんですね。これもまた今までにないことで、やっぱりこれは事業が先にあるから、それにのっとってどういう土地がふさわしいのかということを執行部全体で共有し、選定に当たってきたというのが見てとれるわけで、ここは質問で意見を述べる場ではないので申しわけないんですけれども、やっぱりその点も、買ってしまってからさあどうするではないというこの土地の購入のあり方というのは、私はこれからも貫いていってほしいなというふうに思うと

ころであります。

それで、一つ。プロポーザル方式での設計の中で、基本の段階が基本である程度できた段階で市民の皆さんにお示しをしていくのだということでもございましたけれども、そこで出てきたものをも含有できるような柔軟性というのがあるのかどうか。基本的にもうこれでというところで、アリバイづくりのような形で市民の意見を聞くという形ではちょっとやっぱり残念のような気がするので、ここまで徹底的に市民との対話というので進められておられる今、執行部ということであると、その点ができるのかという点を確認させていただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 須藤議員の再質問にお答えいたします。

今回、発注する業務が基本設計ということでございますので、これからのスケジュールの中では平成29年度に実施設計というものを、実際に工事をするための設計も行うということで、当然いただいた意見については100%のめるかという、なかなか全部はのめないとは思いますが、極力その御意見を取り入れた設計にするということを基本に考えていく中で、基本設計をつくった段階でいただいた意見は、なるべくすぐに修正をかけるということにはなりますが、間に合わなかったりした場合には実施設計の段階でちゃんと盛り込んでいくということで、そういった基本設計、実施設計等についても、当然のことながら市民の皆さんにも十分ごらんいただきながら事業を進めていくつもりでございますので、なるべく御期待に沿えるような形で進めていきたいというところでございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。21番柳井哲也君。

○21番（柳井哲也君） ひたち野うしくの中学校建設ということで、この問題に関しては私も随分主張、意見を述べてまいりました。そのことについて、一度一つ確認しておきたいと思ひまして。

先ほどの市長説明の中で、ひたち野うしく地区の活性化、さらには牛久市全体の活性化にもつなげていくことができるということで主張しておりました。この問題は、この中学校に関係する地域の強い要望によってこのような状況を迎えている反面、全然この地域の遠くに住んでいる人の理解をどれだけ完璧に得られるかどうかということが非常に私は問題であろうと思って、これまでその直接関係していない人がどれだけ賛同してくれるかということを考えて進めるべきだということを言ってきた関係上、この活性化策、プロジェクトチームで話し合われていることとか考えられることが、どこまで話が出ているのか、それについて説明いただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私には一つの案といいますか、この地域に学校をつくることによって、

私は市街化区域の見直しを県のほうに早速行って、要するにそういう地域の活性化、そして1人でも2人でも多くの市民がふえる施策といえますか、そういうことの環境づくりに、私は私みずから県のほうに赴いて現状を説明して、そして何といえますか、乱開発とかそういうことでは困りますけれども、そして地域の方にも、そしてこの牛久のためにもいいような市街化区域の拡大とかそういうものに対して、今から私は動くつもりでございます。あとのほうはまたいろいろございますけれども、以上です。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、活性化策ということですが、具体的なこういうことをします、ああいうことをしますという部分はもちろんあるかと思いますが、まず先ほどもちょっとお答えしたんですが、ことし3月に策定されましたまち・ひと・しごと総合戦略の中で、牛久市は大きな4つの柱のうちの第1番目に、結婚、出産、子育て、そして教育という、国にはない教育という言葉を入れて、それをこれから2060年に向けた牛久市の維持活性化の総合戦略を策定したという中で、やはり人口が減ってしまうということをどう防いでいくかということが非常に重要なことだと思っております。もちろん、地域、地域、牛久市内であっても地域によっては人口、人の循環というものがあると思いますので、現在のひたち野地域にしても、あと30年、40年たてば今の若い方たちが当然高齢化をしていく、子供たちは一旦は牛久市外に出てしまう。しかしながら、出たけれどもまた戻れるふるさとをちゃんと提供してあげるということがこの人口維持に非常に重要なポイントになってくるのではないかと。そういったときに、この学校だけではなくて、要するにいろんな住みやすいまちを我々がつくっていくことで、また子供たちが牛久に帰ってきてくれる。そして、人口、またそこで新たな子供をたくさんつくっていただいてという繰り返して、まちが継続していくのかなと。

それで、牛久市は地理的にも非常に恵まれた地域でありますので、そういった副次的なとか側面をうまく活用した中で、これからも住み続けたいまち、住みたいまちというところを目指していく。それが最終的に活性化という意味では、そういったことを地道に繰り返していくことが必要なのではないかというふうに考えて、今回はその目玉事業の一つとして、新しい中学校をこちらにつくるというふうになったというふうに理解をしているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校のほうもなんですが、ことしから小中一貫教育ということで、市内の学校で、小中一貫で9年間で子供たちを育てようとしています。

それから、文科省の指定を受けてコミュニティスクールというのを奥野小でスタートしました。学校と地域がつながったそういった学校になればいいなというので、文科省の指定を受け

て奥野でモデル地区を進めているんですが、そういったモデルが先行事例としてあって、市内の学校にそれを広げていければ、また地域活性化の一つになるのかなと思っております。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 私のほうからは、残留農薬等の問題について何点かお尋ねと、そしてまた要望等を含めてお願いしたいと思うんですが、タキイ種苗自体は品種改良が目的であって、例えば遺伝子組み換えの農薬等の問題ではなかったというふうに理解はしております。そういう中で、当然その農場であったということであれば、農薬等の問題というものはある程度考えざるを得ないというふうには思います。実際に、表面にまいた農薬等、それで当然とどまるもの、また地中にとどまるものもあると思いますが、大体まいたもの自体が10年で地下水に到達するとも言われております。タキイ種苗自体、約20年ほど前に業務を終了していますから、地下水に流れ出たとするものについてはほとんどないのではないかというふうに思うわけですが、ただ市民の不安というものに関しましていかに対応していくかということになりますと、例えばこの地区にあります外国系の農薬会社、当初ICIジャパンという会社、現在はシンジェンタということですが、ICIジャパンの場合は直接その会社と話をし、実験農場に2カ所試験井戸を掘っていただいて、そして年2回その水質検査の報告を市のほうにしてきたと。シンジェンタも同じ状況だというふうに聞いております。ICIジャパンができたのは今から30年ほど前ですが、そういう中でこれは地域の住民からの要望でこういうふうになってきました。

そこで、一つお尋ねしたいのは、市民の不安をある程度解消するためには、校庭内等を含めて試験井戸というものは必要になるというふうには私は考えるんですが、そういった考え方があるかどうか。

それと、新しい中学校については当然県南水道が入れられると思うんですが、その確認をしたいと思います。

それと、今後説明会が行われると思います。当然、この農薬等の問題についていろいろな質問があると思います。カドミウムや六価クロム、シアン化合物、水銀などの検査を教育委員会のほうから指定をし、その計量証明書というものが先日提案をされましたが、これらも積極的にホームページ等に掲示していただいて、住民の意見を聞くべきだというふうに思います。この説明会等でも、これらの残留農薬等の問題について説明をすべきだと思うんですが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、利根川議員の御質問にお答えしていきたいと思います。

市民の不安を払拭するためにも、試験井戸が必要ではないのかという御指摘でございます。

先ほどの山本議員の御質問にもお答えしましたとおり、現状ではそういったものはないというふうに理解はしてございますが、議会の総意としてやっぱり市民の皆さんが不安に思うことは残らないようにしたほうがいいだろうということで、御指摘をいただくということであれば当然我々もそういった、やり方も含めてですが、試験井戸になるか、その他の方法になるかはこれからですが、検討は十分させていただきたいというふうに考えます。

それから、県南水道の導入ですが、当然県南水道を導入する予定でございます。

それから、先日お配りいたしました土壌調査等の結果の市民への報告ということですが、市民説明会等々、ホームページ等々で広く公表をしていき、御意見を伺うということについては先ほども御答弁をさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私もタウンミーティングをこれからやろうと思っています。ですから、その場においてもいろんなそういう学校のつくり方、教育のあり方、地域のコミュニティーのあり方も、いろんなことを話しながら、そういう今やっていることを説明したいと思います。ひたち野うしく小学校地区でやるんですが、そのときも学校をつくる一つのコンセプトとして、私はまず、PTAの方、それから地元の方、そして僕は子供たちがどのような学校をつくりたいのか、皆さんはどういう環境がいいのかという話も子供に聞いても夢の話でおもしろいんじゃないかと。いろんな話を聞きながらやってみるのも、これからのそういう施設のつくり方だと私は思っています。以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号についての質疑を許します。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 駅東口の工事、特に駅前の安全問題について全員協議会でも指摘をしました。東口の階段をおりたところ、おりたところから右側のほう、今工事をやっているところですが、あそこのところが一番狭くなっているんですね。それで、階段の隣に駐輪場があるんですね。そこに入るために、いろんな方向から自転車が集まってくると。特に朝6時過ぎから通勤者が多くなる中で自転車との接触というものが何回かあったというふうに私も見ております。

まず、あそこのところを一番最初に広げるような工事ということができかどうか、可能であるかどうか。可能でなくても、ぜひそこを優先的に安全確認のために拡幅するような形ができるかどうかお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 建設部の次長をしています岡野です。よろしくお願いします。

今、利根川議員のほうからお話のありましたエスカレーターをおりてきてすぐ下のところの部分の拡幅を優先的にできないかというところでございますが、これにつきましては今後の工事の中で順番等、今スケジュールを組んでおりますが、そういった順番等の見直しをして拡幅が可能かどうかということを今後検討させていただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 検討はいいんですが、優先的に、やはり工事を優先する、完成を優先するというのではなくて、工事期間中の市民の安全をまず優先的に考えるべきだというふうに思うんですが、今のエスカレーター、エスカレーターはエスカレーターですけども、この地図からいきますと階段でおりた正面のところの右側、あそこのところが非常に狭くなっていると。それで、自転車が常陽銀行のほうから来る歩道を走ってくるわけですよ。これはモラルの問題だと思うんですが、そういったことでいけば、交通指導員が朝早くいるわけでもないし、誰か指示するわけでもないし、何ら問題も書いていないので、これをまず優先的に検討するじゃなくて、そこをやる形のものでできないかということなんです。その点について、再度。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 今のお話のところ、階段の右側のところということで、これにつきましては、早い時間に交通誘導員の配置ができるかとかそういったことも含めて御検討させていただいて、できるような形で前向きに検討はしていきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 11番池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 池辺です。よろしくお願いします。

今の利根川議員の質問のちょっと延長線上で確認したいんですけども、この誘導する方というのは何時ぐらいから入れるんですかね。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 現在は、工事開始のときにおりますので、8時から8時半ぐらいの間から現地に配置しているということでございます。

○議長（市川圭一君） 11番池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 市役所のほうで確認しているかどうかわかりませんが、その間というのは多分もう学生も学校に行っていますし、もうお勤めの人もないですし、誘導はもっと早い時間にやらないと何か意味がないような気がするんですけども。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回、変更におきまして交通誘導員、ガードマンですけれども、大分たくさん150名ほど増員、増加をさせていただきました。その中で、今御指摘のあった早い時間の対応といったものを考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第51号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号ないし議案第51号の5件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号ないし議案第51号の5件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 議案第50号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第1号）に対する賛成討論。

本議案は、本市のまちづくりや教育行政にとって、かねてより大きな課題となっているひたち野地区への中学校の新設にかかわるものでありますが、以下の9項目の理由により賛成であります。

まず、第1は、ひたち野地区への中学校の新設は元来同地区を開発した都市再生機構によって計画され、本市も本件を了承したものであること。

第2は、ひたち野地区へ移住してくる住民の多くは、同地区には中学校が新設されるという強力な期待感を抱いていること。

第3は、市民税、固定資産税、都市計画税の3つの市税について、牛久市全体の課税状況から推測すると、そのうちひたち野地区からはおよそ22%強の税収があると考えられることから、これを同地区の住民要望の強い中学校の新設という形で税金を還元することは理にかなっていると判断できること。

第4は、中学校新設費の財源について、市有地の売却等を通じて市債残高に配慮するとの市長の明確な方針が示されていること。

第5は、平成26年2月3日に行われた当該用地にかかわる本市とタキイ種苗との協議において、4項目の合意がなされ、その中で同社が当該地を平成32年度までに牛久市等に購入してもらいたいとの意向を示していること。

第6は、当該地が中学校の建設用地として地域住民の要望が極めて高いものであること。

第7は、ひたち野地域の置かれている環境や地域性を考慮した場合、今回の用地の購入費用は、ひたち野小学校用地に比べて非常に低価格であること。

第8は、新設用地の土質等について、調査の結果、全くの心配や懸念がないことが明らかであること。

そして、最後の第9は、ひたち野地区への中学校の新設は、現市長の公約の目玉であり、同校の新設によって同地区のさらなる人口の増加や発展が大に見込まれること。

以上が、本議案に対する賛成の理由であります。議員各位の賛同を心からお願い申し上げ、賛成討論とします。(拍手)

○議長（市川圭一君） お静かにお願いいたします。

次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番長田麻美君。

〔5番長田麻美君登壇〕

○5番（長田麻美君） 議案第50号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第1号）についての賛成の立場として討論をさせていただきます。

今補正予算に計上されました中学校施設の設備事業費であります、かねてより市民の方々より要望が多く寄せられておりました「ひたち野地区に中学校新設を」の声を実現させるべく、具体化するための最初の議案であると認識しております。

また、新設候補地とされております用地は、ひたち野うしく小学校に隣接しており、小中学校で一貫した教育や連携のとりやすい理想的な用地であります。

ひたち野地区にお住まいでない方や子育て世代でない方など、一部反対意見の方もあと存じておりますが、子供たちの教育環境の充実や生活支援などは、牛久市を含む地方行政はもちろんのこと、国が最も優先的に取り組んでいかなければならない事業であると考えております。

この少子高齢化社会を支え、将来を担ってってもらう牛久市の子供たちに十分な教育を行うためには、余りにも生徒のふえた学校では難しいのではないのでしょうか。勉強をするにしても、部活やスポーツをするにしても、マンモス化した校舎や校庭では生徒たちが伸び伸び生活することができません。

反対意見の中で特に目立つ意見として、今後生徒数が下降していくかもしれないのに新設す

る予算がもったいないのではないかという声を耳にいたしますが、もし御自身のお子さんやお孫さん、親しい子が、線路を渡り遠い学校まで行かなければならなくても同じように反対できるのでしょうか。

また、先ほど教育部長のほうからお話がありましたように、戻れる故郷があるということは今後の人口維持に大変な影響がありますし、子育て・教育環境の充実は子育て世代の引越かし先の候補地として重要になることから、人口増につながると思います。

また、議員として、ここで討論させていただく立場といたしましてはいささか小さい例えかもしれませんが、通常のお家庭におきましては限られた収入の中で子供たちの教育のための学費や習い事をさせてあげるためには、家計費を見直し、父親は飲みに行く頻度を減らしたり、母親は自分の洋服や理容などに使うためのお金を減らし、食費を削りと考えやりくりしていくものでございます。行政も大きな家庭のようなものだと考えております。無駄な予算は見直し、使わないものは売ってやりくりし、子供たちの未来への投資や市民の声を形にしていくために財政の負担を軽減できるよう議論していくことが、市民の皆様の民意で選んでいただいた市長や私たち市議会議員の役目であると考えます。

議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げ、私の賛成討論とかえさせていただきます。(拍手)

○議長（市川圭一君） 議場内は拍手厳禁になっておりますので、傍聴者の皆様、御静粛にお願いをいたします。

次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、議案第50号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第1号）について賛成の立場から討論を行います。

本議案は、ひたち野地域に中学校を建設するための第一歩として、学校用地を取得するための補正予算の計上であります。

ひたち野地域の中学校問題は、市長選挙での争点となり、中学校新設を掲げた根本市長が下根中学校増設を主張していた対立候補を大きく引き離し当選したことから、一気に新設へと方向が進みました。

しかし、この間、ひたち野地域の住民の皆様には、事態がどう動いているのかわからず心配されていたことだと思われます。住民の皆様にとって、今回の臨時議会の開催は何よりの朗報と言えることでしょう。

中学校の新設は、下根中学校の大規模校化による教育環境の悪化を避けるとともに、市長提案の理由にもあったように、市全体の活性化にもつながることが期待できると確信しております。

また、議会に対しては、臨時会の前に市長が各会派をめぐり丁寧に説明をし、各資料も提供され、執行部の努力の跡が見てとれました。

しかしながら、今回の学校用地の選定に当たっては、議会の中ではもろ手を挙げて賛成とはいかない状況も感じられます。

まず、今回候補地となった学校用地について、どういう検討がなされたのかという点であります。市としては、6カ所の候補地のそれぞれを16項目にわたって評価し、得点の高かったひたち野うしく小学校に隣接するタキイ種苗跡地を候補地に決定したということであります。これまで、前市長時代には、公共用地取得に対し、こうした形で選定の評価項目を公開したことはなく、議員への説明で得点は明かされなかったものの、評価がどうなされたのかを推察できる情報を公表したことは、これは評価に値するものと思われまます。

次に、候補地の持つ特性についての懸念材料である土壌汚染についての問題であります。この点は、候補地が農地であることから残留農薬が心配されました。土壌に関する環境基準は法で定められ、今回の調査でもこの土壌環境基準をもとに重金属や揮発性有機化合物、農薬などの計量が行われました。結果は、全てにおいて不検出または定量下限値未満を示すものとなっています。このことから、この調査結果をもってしても不安視するのであれば、科学的な調査を否定するためにする議論と言えるものではないかと考え、これは厳に慎まなければならないものと考えております。

また、放射能汚染については、現在は未調査のため、調査した後、結果によって適切な措置が必要となると考えられます。ただし、この点はほかのどの候補地であっても同様な措置が講じられなければならない、タキイ種苗跡地に特化したものでないことは明らかであります。

一方、経費で言えば、今回の候補地はひたち野うしく小学校用地の4分の1以下の価格となっています。ちなみに、ひたち野うしく小学校用地は、市街化区域でありましたが、面積がおよそ2万8,000平方メートル、1平方メートル当たり4万2,500円で、総額が11億9,000万円となっております。今回の候補地の面積は、その後の生徒増加に対しても十分対応できる状況となっており、一方でまた現在懸案となっている流浪の施設化されている市立幼稚園の建設も十分に可能な広さと言えると考えております。

また、ひたち野うしく小学校に隣接している点から、小中の一貫校化も検討できると思われまます。

このように農場の跡地で懸念されていた不安材料はなく、経費も抑えられ、立地条件も整っ

ている候補地はほかになく、急増する生徒の教育環境を守るためにも早急に用地を取得し、校舎建設へと歩みを進めるべきと考えます。

多くの市民の希望をかなえるべく、市議会としても全員賛成で採決に臨まれることを期待し、賛成討論といたします。(拍手)

○議長（市川圭一君） 一応、傍聴者の方に申しますが、皆さん入って署名をしていただいたときに、議場内のルールがあります。それを守っていただくようお願いいたします。

次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 議案第50号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第1号）について討論をいたします。

子供たちの教育環境を守るため、中学新設に賛成してきたことはこれまでも表明しておりますが、今回は執行部からもお話がありましたまちづくりの観点からも中学校新設は大事だという点について述べます。

私は、先月、若手市議会議員の会という議員の集まりでつくばみらい市へ視察に行き、新しく開校したつくばみらい市立陽光台小学校などを見学してきたのですが、その際、つくばみらい市長が、まちづくりにおける教育の重要性を孟母三遷ということわざを引き合いに語っていたことが印象に残っております。

孟母三遷とは、漢字で孟子の母が3回移ると書きまして、中国の思想家である孟子の母親が墓地の近くへ住んでいたところ、子供の孟子が葬式ごっこをする。そこで、市場の近くへ引っ越したところ、今度は商人の駆け引きのまねをする。さらに、学校のそばへ転居したところ、孟子は礼儀作法を身につけることができたという故事から、子育て環境の重要性をあらわす言葉でありまして、その言葉を聞いたとき、いかにつくばエクスプレス沿線の自治体では教育を重視しているかを実感したところであります。

住んでいる地区が違う、子供が既に成人している等々の理由で、ひたち野中学校に反対する声もありますけれども、このように周辺自治体が教育を重視し、必要な学校新設を行うのはもはや常識となっている中、この牛久市のみが万一にも中学校新設ができないとなったらどうなるでしょうか。牛久市人口ビジョンに掲げた人口維持の目標は達成できないばかりか、ひたち野地区の住民が転居してしまい、早く人口減に突入してしまうかもしれません。福祉などの財源確保にも支障が出てまいります。

そのような中、中学校新設を掲げ当選以来8カ月、困難もあったかもしれない交渉をほぼま

とめ上げ、希望する声が多いタキイ種苗跡地を購入するための議案提出に至ったことは大変喜ばしいことであり、私は賛成を表明し、討論とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第４７号ないし議案第５１号の５件について順次採決いたします。

初めに、議案第４７号について採決いたします。

議案第４７号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４８号について採決いたします。

議案第４８号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４９号について採決いたします。

議案第４９号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５０号について採決いたします。

議案第５０号、平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第１号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について採決いたします。

議案第51号、工事請負契約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成28年第2回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 利根川 英 雄

署名議員 山 越 守